



株式会社 あらた

第19期

定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月24日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時30分)

場所 東京都江東区東陽7丁目1-2
イーストネットビルディング4階
株式会社あらた 大会議室

- 決議
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額設定の件

目次	ごあいさつ	1
	業績の推移	2
	中期経営計画2023	3
	株主総会ライブ配信のご案内	4
	定時株主総会招集ご通知	6
	事業報告	10
	連結計算書類	31
	計算書類	34
	監査報告書	37
	株主総会参考書類	43

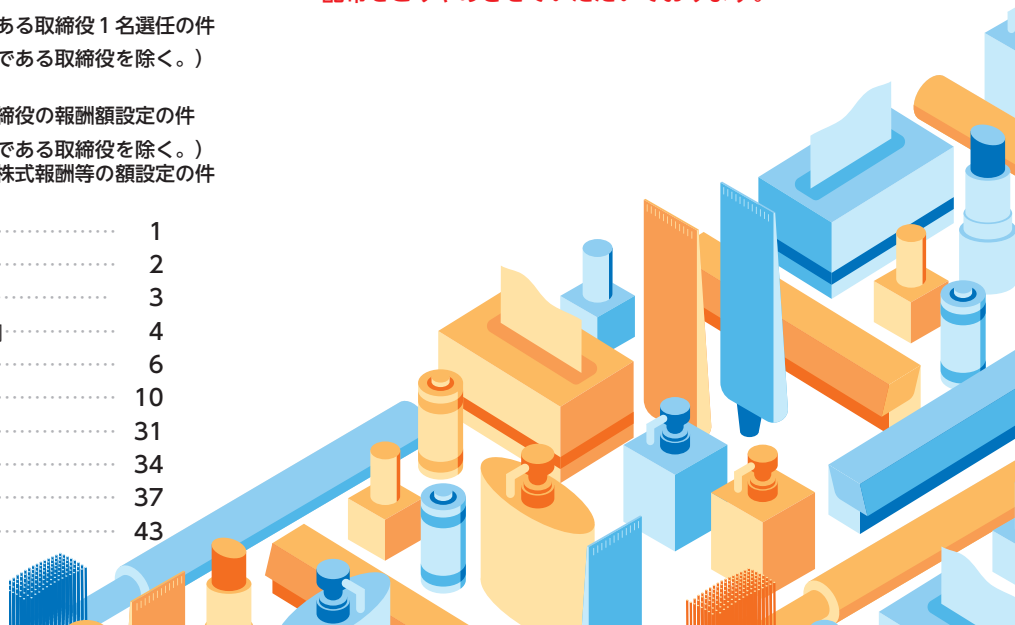
株主のみなさまへのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日の会場へのご来場を極力お控えいただき、インターネットまたは書面（郵送）等により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、様々な要因により本総会に関する変更が生じた場合につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<https://www.arata-gr.jp/>

株主総会にご出席くださる株主さまと、出席が難しい株主さまの公平性を勘案し、**昨年より株主総会におけるお土産の配布をとりやめさせていただいております。**



ごあいさつ

株主のみなさまには、平素よりあらたグループへの格別のご支援、ご鞭撻を賜り厚く御礼申しあげます。

あらたグループは「世の中のお役に立ち続ける」という経営理念を基盤とし、みなさまの暮らしを快適にする身近な商品を、全国の小売業様の店頭にお届けする化粧品・日用品の卸商社として、社会的インフラの一翼を担っております。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の状況下においても地域社会、産業社会に貢献し、持続的な成長を遂げるべく、社員全員が同じ目標に向かって進むための「長期経営ビジョン2030」を策定し、そのマイルストーンとしての「中期経営計画2023」を現在推進しております。



中期経営計画2023の初年度である2021年3月期は、コロナ禍における生活様式の変化に伴う需要の移り変わりを的確にとらえた結果、増収・増益かつ、過去最高を達成いたしました。

当社は、幅広いカテゴリーの商品の取扱いと、日本全国の様々な業態の小売業様とのお取引がございます。

これからも、環境の変化に合わせたご提案により、みなさまの暮らしを豊かに快適にするべく、グループ一丸となり邁進してまいります。

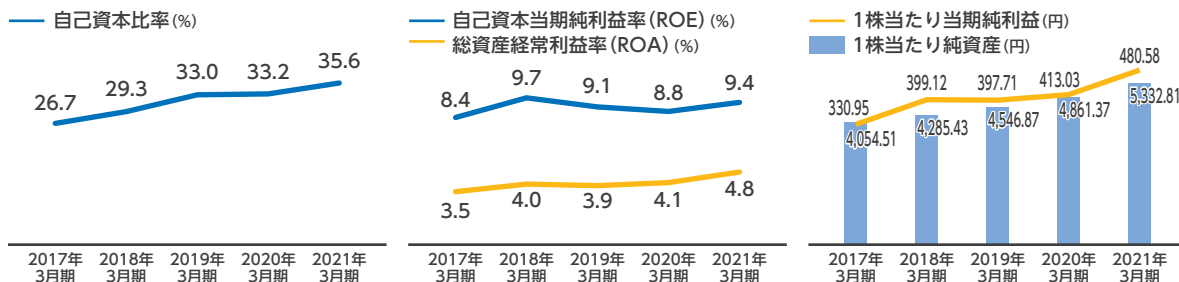
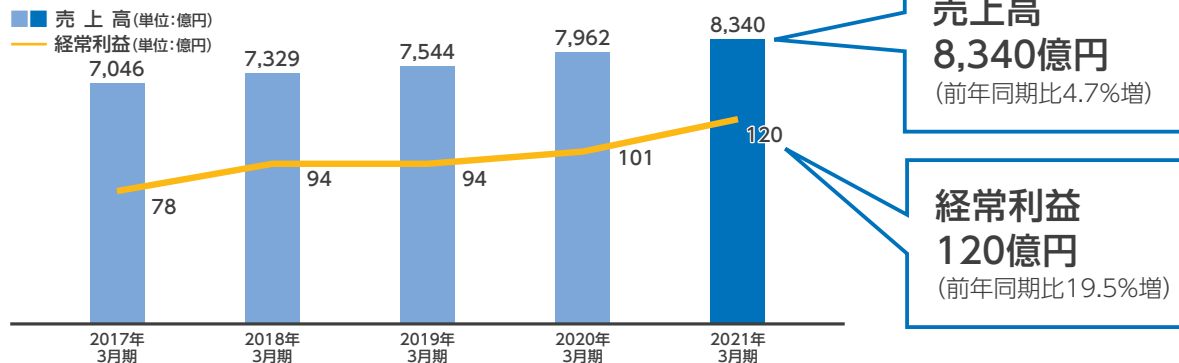
株主のみなさまにおかれましては、一層のご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役 社長執行役員

須崎裕明

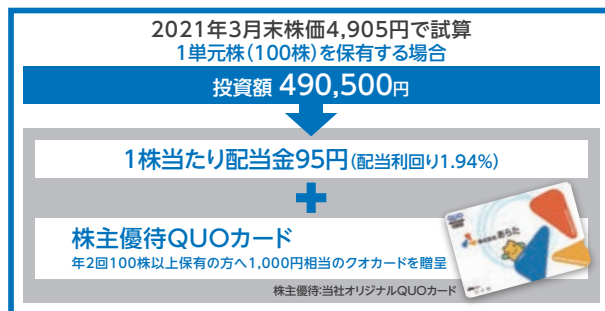
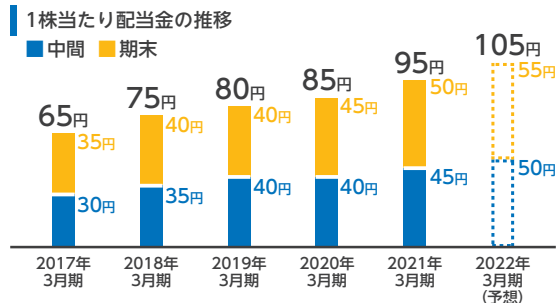
業績の推移

業績は好調に推移 過去最高を達成



安定した配当を継続的に実施

今期増配、来期は設立20周年記念配当5円を予定



中期経営計画2023 (2021年3月期～2023年3月期)

中期経営計画2023

長期経営ビジョンに向けた戦略

成長性の拡大
商品戦略・海外事業強化

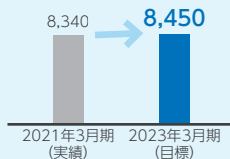
生産性の改善
全業務への横断的DXによる
高度化・効率化

経営健全性の強化
監査等委員会設置会社への
移行によるガバナンス強化

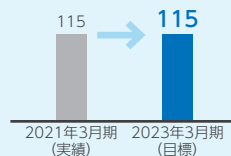
中期経営計画最終年度 2023年3月期 目標数値

営業利益・経常利益・ROEは、初年度で目標達成

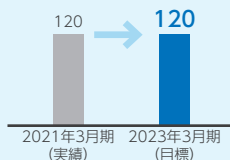
売上高
8,450 億円



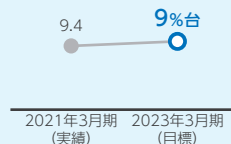
営業利益
115 億円



経常利益
120 億円



ROE
9% 台



投資計画

3年間で **300** 億円 水準

物流再編

環境整備

BCP

株主総会ライブ配信のご案内

株主総会会場へのご来場をお控えいただいた株主さまや、遠方にお住まいの株主さまへの情報ご提供の充実化の観点から、当社として初めて「株主総会のライブ配信」を実施いたします。下記の手順をご確認の上、ぜひ総会当日の配信をご覧くださいませ。

1 当社の指定する下記ウェブサイトアクセスしてください。

公開日時

2021年6月24日（木曜日）午前9時30分より（株主総会は、午前10時より開始いたします）

ライブ配信
サイト

<https://arata-gr.sokai.jp/>



※QRコードは株デンソーウェブの登録商標です。

2 株主IDおよびパスワードを入力する画面が表示されますので、下記に従いご入力のうえ、ログインください。

ログイン画面にID（株主番号）とパスワード（郵便番号）を入力し、ログインボタンをクリック。

株主様認証画面（ログイン画面）
イメージ

株主ID

お手元の議決権行使書用紙に記載されている**株主番号**

パスワード

株主様のご登録住所の**郵便番号**

株主番号と郵便番号は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。

議決権行使書

株主番号 (8桁)	XXXXXXXX
郵便番号 (7桁)	XXXXXX-XXXX

ログインID
XXXXXXXX-XXXX-XXXX
仮パスワード
XXXXXX

議決権行使書用紙に記載のある15桁の番号のうち、中央の8桁の番号が**株主番号**です。

XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

株主総会ライブ配信

株式会社 あらた

株主番号 (8桁)
「議決権行使書」に記載の株主番号

郵便番号 (7桁)
ご登録の郵便番号

（※）株主番号：01234567の株主
郵便番号：0123-4567の株主
（※）株主番号：01234567の株主
郵便番号：0123-4567の株主
（※）株主番号：01234567の株主
郵便番号：0123-4567の株主

ログイン

株主権限について

powered by

3 総会開始（2021年6月24日（木曜日）午前10時）までそのままの画面でお待ち下さい。

※ライブ配信内での議決権行使はできませんので、事前の議決権行使をお願いします。

4 ライブ配信ご視聴にあたっての注意事項

- ・インターネットによるライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできません。事前にインターネット又は書面により議決権行使をお願いいたします。インターネットによる事前行使の方法は8、9頁をご参照ください。
- ・ご使用のパソコンやインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じたり、ご視聴いただけない場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、通信環境やシステム障害等により株主さまが受けた被害については、当社は一切責任を負いかねます。
- ・ご覧いただくための通信料金等の一切の費用は、各株主さまのご負担となります。
- ・ライブ配信の録画、録音、保存・公開等をご遠慮ください。
- ・総会ライブ配信の際は、会場後方から撮影し、会場出席される株主さまの容姿が撮影されないよう配慮しますが、会場都合等により撮影されてしまう可能性があります。
- ・何らかの事情により、インターネットによるライブ配信を行うことができなくなった場合、当社WEBサイト（<https://www.arata-gr.jp/>）にてお知らせいたします。

インターネットによる事前のご質問受付のご案内

当日株主総会にご来場されない株主さまより、報告事項及び議案に関する質問を事前に承ります。いただいた質問の中でみなさまのご関心が高い事項につきましては、株主総会議場および当社WEBサイトにて回答・紹介させていただく予定です。

受付期間：2021年6月7日（月）～ 2021年6月20日（日）

<https://www.arata-gr.jp/ir/information/meeting/>



あらた 株主総会

検索



ライブ配信に関する
お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

ライブ配信当日の視聴に関するお問い合わせ

株式会社プロネクサス

 0120-970-835

受付日時：2021年6月24日（木曜日）株主総会当日 午前9時から株主総会終了まで

証券コード 2733
2021年6月7日

株 主 各 位

東京都江東区東陽六丁目3番2号

株式会社 あらた

代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員 須 崎 裕 明

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えてインターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

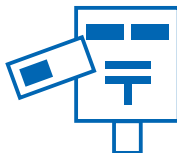
議決権行使について

インターネットにより
議決権を行使していただく場合



8、9頁の「インターネットで議決権を行使される場合」をご確認のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに賛否をご入力ください。

書面により
議決権を行使していただく場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

記

日 時	2021年6月24日（木曜日）午前10時
場 所	東京都江東区東陽7丁目1-2 イーストネットビルディング 4階 株式会社あらた 大会議室
目的事項	
報告事項	- 第19期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 - 第19期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型 株式報酬等の額設定の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社WEBサイトに掲載しております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告に含まれております。

また、上記②および③は、監査報告の作成に際して、会計監査人および監査役が監査をした連結計算書類および計算書類に含まれております。

従いまして、本招集ご通知の提供書面に記載されている連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社WEBサイトに掲載させていただきます。

当社WEBサイト

<https://www.arata-gr.jp/>



インターネットで議決権を行使される場合

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイト
にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。

議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月23日(水曜日) 午後5時30分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書の右下に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力
することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手元の議決権行使書の右下に記載された「QRコード」を
読み取ってください。

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX股
XXXX年XX月XX日

投票日現在のご所有株式数 XX股
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXXX-XXXX-XXXX
仮パスワード XXXXX
〇〇〇〇〇〇

※QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。
※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインが出来ない場合があります。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、
右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」および
「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

「ログインID」および
「仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

※パソコンで表示した場合の
画面イメージです。

- 3 新しいパスワードを登録してください。

「新しいパスワード」
を入力
「送信」をクリック

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

▶▶▶ インターネットによる議決権行使の際のご注意につきましては、次頁をご覧ください。

インターネットによる議決権行使の際のご注意

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただき、以下をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

◎毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止いたします。

◎インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。

◎株主様以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。なお、新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

◎株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

◎複数回に亘り議決権を行使された場合の取扱い

(1)議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

(2)インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

◎議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせ願います。

システム等に関する
お問い合わせ先



三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク



0120-173-027

(受付時間 9:00～21:00 通話料無料)

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合併会社 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

- ① 当連結会計年度における経営環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による経済活動の停滞やインバウンド需要の喪失などから厳しい状況となりました。また、当第4四半期連結会計期間において、1月に緊急事態宣言が再発出されるなど、経済に与える影響は大きく、先行きは不透明な状況が続いております。

個人消費につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見込めない不安、在宅勤務等の影響により、生活費の負担は増加しており、節約意識は高まる傾向にあります。一方で感染予防商材や巣ごもり消費関連商材は堅調に推移しており、新しい生活様式への対応から消費者の生活意識・購買意識が大きく変化してきております。

このような中、当社グループは生活必需品を安定的に皆さまへお届けするという使命を果たすために、営業部門や仕入部門においては消費者の生活様式の変化、購買意識の変化をいち早く察知するとともに、商品を確認し積極的な販売へつなげ、物流センターでは感染拡大防止策を講じながら業務を継続し、また、各拠点においては時差出勤や在宅勤務なども取り入れながら感染防止と生産性向上を図ってまいりました。

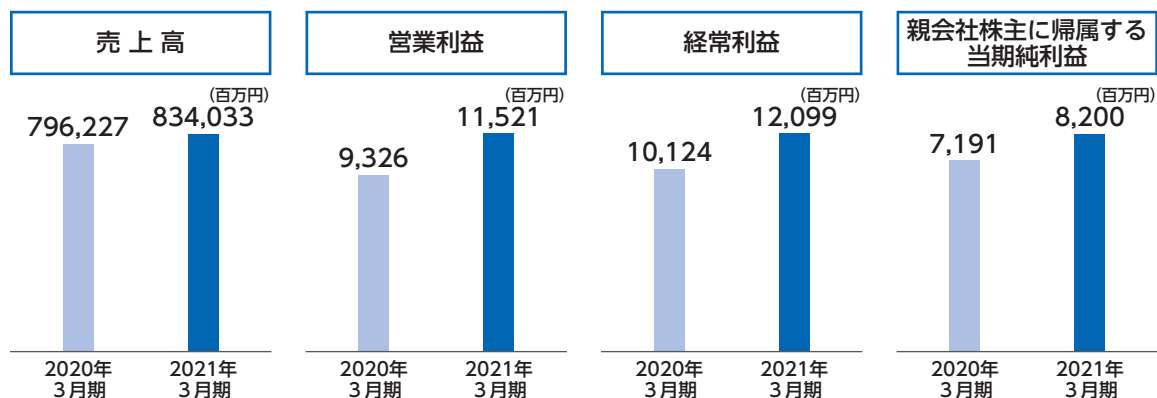
このような経済活動の結果、売上高は前年同期比4.7%の増加となりました。

業態別については、全業態が前年を上回っており、ドラッグストアが前年同期比6.2%増、またスーパーマーケット（SM）は巣ごもり需要等により同6.5%増と大きく伸びております。

カテゴリー別においては、ホームケアが前年同期比9.9%増、ハウスホールドが同10.6%増と大きく伸びております。ヘルス&ビューティーは同4.0%増と他と比較して増加率が小さくなっておりますが、インバウンド需要の消失や外出自粛の影響により化粧品が低調に推移した一方で、マスクや除菌剤など予防意識から衛生商材は大きく伸びたことが要因であります。紙製品については、前年の第4四半期連結会計期間のコロナによるパニックオーダーの影響が大きく、同1.9%減少となりました。

販売費及び一般管理費については、出張費や交際費・会議費等の削減やWebMeetingの活用など新しい働き方を推進することにより生産性向上を図り、売上高が前年同期比4.7%の増加の中、同2.3%の増加となり、2.4ポイント抑えることができました。

以上のような結果、当連結会計年度における売上高は834,033百万円（前年同期比4.7%増）、営業利益は11,521百万円（前年同期比23.5%増）、経常利益は12,099百万円（前年同期比19.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は8,200百万円（前年同期比14.0%増）となり、営業利益・経常利益については、2023年3月を最終年度とする中期経営計画を初年度で目標達成いたしました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、5,525百万円で、主な内訳は拠点の改修等にかかる投資4,207百万円、システム投資1,316百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区 分	第16期 (2018年3月期)	第17期 (2019年3月期)	第18期 (2020年3月期)	第19期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高(百万円)	732,914	754,447	796,227	834,033
経常利益(百万円)	9,439	9,429	10,124	12,099
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	6,361	6,903	7,191	8,200
1株当たり当期純利益	399円12銭	397円71銭	413円3銭	480円58銭
総資産(百万円)	244,381	243,614	249,712	255,455
純資産(百万円)	71,472	80,515	82,901	91,017
1株当たり純資産額	4,285円43銭	4,546円87銭	4,861円37銭	5,332円81銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づいて算出しており、
1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式数に基づいて算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ジャペル(株)	百万円 140	% 100.0	ペット関係の卸売業

(注) 上記の重要な子会社を含め連結対象会社は11社であり、持分法適用会社は2社であります。

(4) 対処すべき課題

■経営環境及び長期経営ビジョン2030策定の背景

当社グループは生活必需品を取扱う社会インフラとしての使命を担い、暮らしを支え、快適な生活を創造する企業として、消費者の皆様および地域社会とともに成長を続けてまいりました。

現在、自然環境や経済環境は大きく変化しており、当社が属する流通業界も例外ではなく大きな転換期にあると言えます。

当社グループも、自然環境・経済環境等の変化に対応し「世の中のお役に立ち続ける」という経営理念のもと、どのような状況においても消費者の皆様および地域社会のために企業活動を持続させ、「強く」「正しく」そしてその先には「楽しく」というあらたなCSR基本方針に沿い、経済や社会に対して価値を提供し続けております。

2020年より世界規模で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が蔓延し、日本におきましても全国に度重なる緊急事態宣言が発令され、国民の生活および企業活動に大きな影響を与える重大な危機に直面している中で、ますます当社の社会的役割の重要性が増し、企業としての真価が問われています。

このような環境の中で、当社グループは将来を見据え、長期的視点に立って当社が進むべき目標として、長期経営ビジョン2030を策定し、各戦略を推進しております。

■長期経営ビジョン2030

あらたが創出する経済価値は「1兆円<売上高=夢」

2030年までの10年間における目標は、出来るだけ早く売上高1兆円を達成し、そこにとどまらずに常に「夢」のある目標を追い続け、経済価値を生みだします。

あらたが社会へ提供する価値として、ESGへの取り組みにより社会課題解決及びSDGsの各目標達成に貢献いたします。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

環 境

サプライチェーンの
好循環を生み環境に貢献する

返品削減・3R活動・事業活動省エネ化



人 材

社員にとって
働き甲斐のある会社となる

多様な働き方の推進に向けた制度改革



地域社会

すべての人に豊かで
快適な生活を届ける

地域社会貢献活動推進に向けた制度拡充



■中期経営計画2023

基本戦略として、デジタル技術の発展による生活や価値観の変化を加味したマーケティングによる「商品開発・売場提案」、及び最新テクノロジーによる「省力化した物流センター」により競争力ある販売活動とローコストオペレーションを実現いたします。

活動計画として、以下3点を推進してまいります。

- ①成長性の拡大：事業・商品構成の組換え、健康衛生・化粧品関連及び自社開発商品の販売強化、海外事業の強化
- ②生産性の改善：営業・物流・管理等の全業務に対する横断的なDXによる効率化
- ③経営健全性の強化：総資産の圧縮により自己資本比率・ROEの向上、売上債権・在庫・仕入債務を改善、固定資産の見直し、機動的な資本政策の実施

■女性活躍推進などのダイバーシティへの取り組み

持続的な成長のために、国籍や性別・年齢などの区別無く多様な人材が、長く働き甲斐をもって活躍することが、当社にとっても重要なテーマであります。多様な働き方や社員のワークライフバランスのための各種制度を構築しております。

ロング休暇制度（連続5日間）／時間単位での有休取得制度／
産前産後休暇・育児休業制度／育児時短勤務制度（小学校3年生修了まで）／
子の看護休暇・介護休暇制度／在宅勤務・テレワーク制度／
がん検診受診費用無料制度／インフルエンザ予防接種費用無料制度 など

特に、当社グループの取り扱う化粧品・日用品の購買決定権は、女性が大きな割合を占めていることもあり、さらなる女性の活躍に向けて、女性管理職比率向上のための制度拡充や研修等による育成を検討しております。

また、長く活躍できる職場環境の見える化として「えるぼし」や「くるみん」などの国の各種認定取得に向けた環境整備を推進いたします。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループの事業部門は、化粧品・日用品・家庭用品・ペット用品等の卸売業を主な事業としております。当社グループは、単一事業のため、事業の種類別セグメント情報の開示は行っておりません。

(6) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

当 社	本 社：東京都江東区 北 海 道 支 社：北海道札幌市東区 東 北 支 社：宮城県仙台市泉区 首 都 圏 支 社：東京都江東区 中 部 支 社：愛知県名古屋市中区 関 西 支 社：大阪府堺市美原区 中 四 国 支 社：岡山県岡山市北区 九 州 支 社：福岡県福岡市東区
ジ ャ ペ ル (株)	本社：愛知県春日井市

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
2,997(5,342) 名	13名増 (191名増)

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。
 2. 臨時雇用者（パートおよび嘱託社員を含む）を雇用しており、年間平均人員（1日8時間換算）を使用人数欄に（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
2,089 (4,694) 名	23名減 (203名増)	42.3歳	18.5年

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。
 2. 臨時雇用者（パートおよび嘱託社員を含む）を雇用しており、年間平均人員（1日8時間換算）を使用人数欄に（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株) 三 菱 U F J 銀 行	6,200百万円
(株) み ず ほ 銀 行	5,628
(株) 中 京 銀 行	4,413
(株) 三 井 住 友 銀 行	2,614
(株) 北 洋 銀 行	2,200
(株) 愛 知 銀 行	1,834

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	30,000,000株
② 発行済株式の総数	18,027,640株
③ 株主数	3,717名
④ 大株主 (上位10名)	

株 主 名	株 式 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,196千株	6.87%
音 羽 殖 産 株 式 会 社	1,081	6.21
あ ら た 社 員 持 株 会	849	4.87
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	827	4.75
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) R E F I D E L I T Y F U N D S	678	3.89
STATE STREET BANK AND TRUST C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T O M 0 2 5 0 5 0 0 2	635	3.64
ラ イ オ ン 株 式 会 社	481	2.76
畑 中 伸 介	459	2.64
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	352	2.02
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	329	1.89

(注) 1. 当社は、自己株式を607千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

なお、「株式給付信託 (BBT)」制度に関する株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式352千株は、自己株式607千株に含まれておりません。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	600株	1 名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告22頁「③取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

2. 上記は、2020年6月25日に退任した会社役員に対して交付された株式であります。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度中の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2021年3月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役	畑 中 伸 介	会 長
代 表 取 締 役	須 崎 裕 明	社 長 執 行 役 員
代 表 取 締 役	鈴 木 洋 一	副 社 長 執 行 役 員 管 理 本 部 長
取 締 役	表 利 行	副 社 長 執 行 役 員 営 業 本 部 長
取 締 役	振 吉 高 広	常 務 執 行 役 員 事 業 開 発 本 部 長 兼 開 発 戦 略 部 長 兼 E C 事 業 部 長
取 締 役	水 野 昭 人	ジャペル(株)代表取締役社長 ジャペルパートナーシップサービス(株)代表取締役社長
取 締 役	青 木 芳 久	大塚ホールディングス(株)社外取締役
取 締 役	石 井 秀 雄	ロイヤルホールディングス(株) 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)
取 締 役	岩 崎 明	(株)フロンティアインターナショナル社外取締役
監 査 役	伊 藤 幹 久	
監 査 役	齊 藤 武 敏	
監 査 役	平 光 聡	税 理 士 法 人 T A S 所 長 フ ジ テ ッ ク (株) 社 外 監 査 役
監 査 役	坂 本 倫 子	岩 田 合 同 法 律 事 務 所 パ ー ト ナ ー 富 士 石 油 (株) 社 外 監 査 役

- (注) 1. 取締役青木芳久氏、取締役石井秀雄氏および取締役岩崎 明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役平光 聡氏および監査役坂本倫子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役伊藤幹久氏、監査役齊藤武敏氏、監査役平光 聡氏および監査役坂本倫子氏は、以下のとおり財務、業務および会計ならびに法律に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役伊藤幹久氏は取締役常務執行役員として業務全般を管理していた経験があり、業務に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役齊藤武敏氏は支社長として業務全般を管理していた経験があり、業務に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役平光 聡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役坂本倫子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役青木芳久氏、取締役石井秀雄氏、取締役岩崎 明氏、監査役平光 聡氏、監査役坂本倫子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等（ただし、犯罪行為、不正行為等法令、規則に違反することを認識しながら行った行為により生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。）が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。なお、当社は、当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新することを予定しております。

7. 執行役員の状況（2021年3月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当
専 務 執 行 役 員	仲 川 斗 旨 生	関 西 支 社 長
常 務 執 行 役 員	大 橋 豊	コ ス メ 事 業 本 部 管 掌
常 務 執 行 役 員	相 原 成 男	C S R 本 部 長 兼 人 事 本 部 長 兼 人 事 部 長
常 務 執 行 役 員	滝 口 斉	北 海 道 支 社 長
常 務 執 行 役 員	畑 中 秀 太	商 品 本 部 長
常 務 執 行 役 員	瓜 生 善 郎	経 営 戦 略 本 部 長
常 務 執 行 役 員	東 風 谷 誠 一	首 都 圏 支 社 長
上 席 執 行 役 員	森 島 義 久	中 部 支 社 長
執 行 役 員	今 津 太	九 州 支 社 長
執 行 役 員	前 川 博 徳	ロ ジ ス テ ィ ク ス 本 部 長
執 行 役 員	井 崎 七 郎	関 西 支 社 物 流 統 括 部 長
執 行 役 員	山 田 英 幸	シ ス テ ム 本 部 長
執 行 役 員	田 中 英 博	事 業 開 発 本 部 海 外 事 業 部 長
執 行 役 員	中 川 幸 喜	中 四 国 支 社 長

② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

イ. 就任

2020年6月25日開催の第18期定時株主総会において、水野昭人氏、岩崎 明氏が取締役就任しております。

2020年6月25日開催の第18期定時株主総会において、坂本倫子氏が監査役に就任しております。

ロ. 退任

2020年6月25日開催の第18期定時株主総会において、小野雄三氏、片岡春樹氏は、取締役を退任しております。

2020年6月25日開催の第18期定時株主総会において、土井 隆氏は、監査役を退任しております。

ハ. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
表 利 行	取 締 役 専 務 執 行 役 員 営 業 本 部 長	取 締 役 副 社 長 執 行 役 員 営 業 本 部 長	2020年4月1日

③ 取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動賞与	役員株式給付 信託引当金	
取締役 (うち社外取締役)	263 (22)	187 (22)	—	75 (—)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	38 (12)	38 (12)	—	—	5 (3)

- (注) 1. 上記には2020年6月25日に退任された取締役小野雄三氏、社外監査役土井 隆氏を含んでおりません。なお、期末日現在の取締役は9名、監査役は4名です。上記員数には取締役1名が無報酬のため含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社は、2014年6月27日開催の第12期定時株主総会の終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役（社外取締役を除く）の報酬水準は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを方針とし、指名・報酬委員会にて討議することとしており、外部環境や上場企業の類似業種から同規模程度の企業数社を参考としております。

また、報酬制度は基本報酬と業績連動賞与、株式報酬（株式給付信託（ＢＢＴ））としており、基本報酬は、業績や従業員の昇給率、勤続年数、経営管理能力、功績、貢献度等をベースとし、代表権や役職等の責任や経営への影響度等を勘案してそれぞれ設計することを方針としております。役職別の基本報酬の構成比は以下のとおりであります。

役 職 名	取 締 役	代 表 権	執行役員	役 付
取 締 役 会 長	11.1%	—	—	88.9%
代表取締役社長執行役員	9.7%	16.1%	38.7%	35.5%
代表取締役副社長執行役員	10.7%	17.8%	42.9%	28.6%
取締役副社長執行役員	13.0%	—	52.2%	34.8%
取締役常務執行役員	15.8%	—	63.2%	21.0%

ハ. 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬は、業績連動賞与として従業員と同等の決定に関する方針のもと支給について検討しております。

支給の決定については通期の業績等に対する評価を反映し、目標達成に向けた意欲の向上、成果に対する評価を明確にすることを方針としております。

支給基準については、客観性のある指標として経常利益を用いており、経常利益が前期より2億円以上増加した場合、増加額の30%を支給総額の上限として支給いたします。

また、取締役については任意の指名・報酬委員会にて、コンプライアンス遵守等を含む管理監督能力等も含めて審議を行い、従業員への支給総額とともに取締役会にて決定することとしております。

二. 株式報酬制度に関する事項

当社は監査役及び社外取締役を除き、株式報酬制度として「株式給付信託（ＢＢＴ）」を導入しております。本制度は2014年6月27日開催の第12期定時株主総会の終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、株式を報酬とすることで株価上昇のメリットのみならず、株価下落リスクも負うこととなり、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入したものであります。

本制度は役員株式給付規程の定めに沿って資格・職位毎に年間給付ポイント（1ポイント＝1株）を付与し退職時に株式として支給いたします。なお、2019年6月26日開催の第17期定時株主総会において制度内容の一部改訂を行っており、対象者の意思により退職時支給株式数の20%を上限（単元未満の端数は単元株に切り上げる。）として金銭で支給することを可能としております。（単元未満ポイント数は必然的に金銭での支給となる。）

ホ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第4期定時株主総会において取締役の報酬限度額を年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しており、同株主総会において監査役の報酬限度額を年額120百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は4名です。

また、上記報酬とは別枠で、2014年6月27日開催の第12期定時株主総会において株式給付信託として1事業年度の上限（監査役及び社外取締役を除く。）を7万ポイント（1ポイント＝1株）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

へ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長執行役員須崎裕明に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等踏まえた業績連動賞与の評価配分の決定を委任しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けており、その透明性・妥当性を確保しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および

当社と当該他の法人等との関係

取締役青木芳久氏は、大塚ホールディングス㈱の社外取締役を兼務しております。

当社と大塚ホールディングス㈱の間には、特別な関係はありません。

取締役石井秀雄氏は、ロイヤルホールディングス㈱の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社とロイヤルホールディングス㈱の間には、特別な関係はありません。

取締役岩崎 明氏は、㈱フロンティアインターナショナルの社外取締役を兼務しております。当社と㈱フロンティアインターナショナルの間には、特別な関係はありません。

監査役平光 聡氏は、フジテック㈱の社外監査役を兼務しております。当社とフジテック㈱との間には、特別な関係はありません。

監査役坂本倫子氏は、富士石油㈱の社外監査役を兼務しております。当社と富士石油㈱との間には、特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役・社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	青木 芳久	当事業年度開催の取締役会12回すべて出席しております。企業経営全般に対する知見を有しており、当社取締役会において経営の監督・成長戦略の妥当性等について客観的視点に立ち、積極的に意見を述べております。特に成長戦略及び海外事業に関する豊富な知識を活かし、戦略立案から実行過程全般及びグローバルな視点に立った当社海外戦略に対する監督・助言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を担っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回及び幹部面談担当会5回に出席し、公正な立場で当社役員評価及び役員候補者の選定・育成、役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	石井 秀雄	当事業年度開催の取締役会12回すべて出席しております。企業経営全般に対する知見を有しており、当社取締役会において経営の監督・成長戦略の妥当性について客観的視点に立ち、積極的に意見を述べております。特に成長戦略及び組織管理に関する豊富な知識を活かし、戦略立案から実行過程全般及び統制環境を含めた組織管理に対して監督・助言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を担っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回及び幹部面談担当会4回に出席し、公正な立場で当社役員評価及び役員候補者の選定・育成、役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	岩崎 明	2020年6月25日の就任以降、当事業年度開催の取締役会10回すべて出席しております。企業経営全般に対する知見を有しており、当社取締役会において経営の監督・成長戦略の妥当性について客観的視点に立ち、積極的に意見を述べております。特にITに関する豊富な知識を活かし、成長戦略・組織管理に対してITの視点で課題を捉え監督・助言を行い、さらなる高度化・効率化に向けた方向性を示すなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を担っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回及び幹部面談担当会5回に出席し、公正な立場で当社役員評価及び役員候補者の選定・育成、役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役	平光 聡	当事業年度開催の取締役会12回すべて出席しております。公認会計士としての高度な専門知識を有しており、当社取締役会において経営の監督・成長戦略の妥当性について客観的視点に立ち、積極的に意見を述べております。特に会計に関する専門知識を活かし、事業戦略の数値計画に対して公認会計士としての視点から監督・助言を行い、また組織管理については統制環境の方向性を示すなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を担っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回及び幹部面談担当会3回に出席し、公正な立場で当社役員評価及び役員候補者の選定・育成、役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役	坂本 倫子	2020年6月25日の就任以降、当事業年度開催の取締役会10回すべて出席しております。弁護士としての高度な専門知識を有しており、当社取締役会において経営の監督・成長戦略の妥当性について客観的視点に立ち、積極的に意見を述べております。特にコンプライアンスやガバナンスに関する専門知識を活かし、組織管理を求められるガバナンスの強化の観点及びコンプライアンス遵守の視点から監督・助言を行い、上場会社としての正しい方向性を示すなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を担っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回及び幹部面談担当会4回に出席し、公正な立場で当社役員評価及び役員候補者の選定・育成、役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条および当社定款第29条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回あります。

⑤ 取締役会の実効性評価について

当社は常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでいます。コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるために、取締役会がどのように貢献しているかを検証し、課題を抽出し、改善を図る目的で、取締役会自身が取締役会全体の実効性について分析・評価を実施しております。

今期につきましては、2019年10月に実施した取締役会の実効性評価についてのアンケート結果から、討議中心の取締役会への改革及びモニタリング強化によるガバナンス強化等の実践に向けて議論を重ね、改善を進めてまいりました結果、目指すべき取締役会へと進むためには、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行がより有効であるとの判断のもと、監査等委員会設置会社への移行に向けて準備を進めております。

このため、今期につきましては実効性評価のアンケートを実施しておらず、監査等委員会設置会社への移行を取締役会にて決定した後に新しい体制に向けたアンケートを実施（2021年5月実施）することといたしました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	78百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	96百万円

- (注) 1. 当社の子会社のうちジャペル㈱は、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の前事業年度における監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画および報酬等の見積額の算出根拠などを確認し、検討した結果、相当と判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しました。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準」の適用準備に関する助言・指導業務について対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかの事由に該当すると認める場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えておりますが、高値での売り抜け等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、そういった買収者から当社の基本理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

また、株式の大量取得を目的とする買付（または買収提案）に対しては、当該買収者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

従いまして、当社としては、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、有事対応の初動マニュアルを作成する他、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家を交えて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当該買収提案（または買付行為）が当社の企業価値および株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対応措置の要否およびその内容等をすみやかに決定し、対応措置を実行する体制を整えます。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や株主の動向等を注視しながら、今後も検討を行ってまいります。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主さまに対する利益還元を経営の重要課題として位置付けております。

このような観点から、剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境や下記の方針によって実施することとしております。

配当につきましては、安定した配当を継続的に実施することを基本として、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案して、配当を実施してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、剰余金の配当につきましては、取締役会での決議とさせていただいております。

内部留保につきましては、財務体質の強化、今後成長が見込める地域への設備投資やシステム統一などに活用してまいります。

今後につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの基本方針と2021年3月期の連結業績を勘案して、株主のみなさまに安定した利益還元を行うために、1株当たりの期末配当金を5円増配の50円（年間では前期比10円増配の95円）とすることといたしました。

5. 政策保有に関する方針

政策保有株式については、継続的取引関係がある企業との関係維持・強化等を保有目的とする一方、慣例的相互保有や人的関係等の情実等を排除するとともに、将来の取引関係や持続的な企業価値向上に資するかどうかなど、中長期的な観点に立ち、その合理性・必要性を認めた場合保有することができることとし、個別銘柄ごとにその判断を行い、最適な政策保有株式を有しております。

取締役会においては、毎年1回財務部門と取引主幹部署が策定した保有方針に対し、全銘柄毎に将来の見通し等、中長期的な視点に立って、資本コストに見合うリターンやリスクを精査・検証しております。この結果、継続して保有する経済合理性が乏しいと判断した場合には、その時の経済情勢や譲渡損益等を考慮したうえで、当該保有先との対話を経て、適切な時期に保有株式の売却を行うこととしております。

(銘柄数及び貸借対照表計上額)

区 分 \ 年 度	第17期 (2019年3月期)	第18期 (2020年3月期)	第19期 (2021年3月期)
銘柄数 (銘柄)	104	101	97
うち上場会社の銘柄数 (銘柄)	64	62	58
貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	9,195	8,410	9,895
うち上場会社の合計額 (百万円)	9,039	8,260	9,715

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	184,700	流 動 負 債	133,754
現 金 及 び 預 金	21,784	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	89,132
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	101,872	短 期 借 入 金	18,131
商 品	31,580	リ ー ス 債 務	729
未 収 入 金	26,215	未 払 金	14,183
そ の 他	3,412	未 払 費 用	2,013
貸 倒 引 当 金	△165	未 払 法 人 税 等	3,042
固 定 資 産	70,754	賞 与 引 当 金	1,746
有 形 固 定 資 産	49,827	そ の 他	4,776
建 物 及 び 構 築 物	20,999	固 定 負 債	30,682
工 具 、 器 具 及 び 備 品	3,359	社 債	6,000
土 地	21,517	長 期 借 入 金	10,127
リ ー ス 資 産	3,078	リ ー ス 債 務	2,676
そ の 他	874	退 職 給 付 に 係 る 負 債	8,118
無 形 固 定 資 産	3,779	資 産 除 去 債 務	1,364
ソ フ ト ウ ェ ア	3,151	繰 延 税 金 負 債	365
リ ー ス 資 産	42	そ の 他	2,029
そ の 他	584	負 債 合 計	164,437
投 資 そ の 他 の 資 産	17,147	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	12,943	株 主 資 本	85,911
破 産 更 生 債 権 等	35	資 本 金	8,568
差 入 保 証 金	180	資 本 剰 余 金	27,887
繰 延 税 金 資 産	361	利 益 剰 余 金	52,945
そ の 他	3,684	自 己 株 式	△3,490
貸 倒 引 当 金	△56	その他の包括利益累計額	5,105
資 産 合 計	255,455	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,257
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△3
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△147
		純 資 産 合 計	91,017
		負 債 純 資 産 合 計	255,455

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	834,033		
販売費	748,325		
営業	85,708		
受取	74,186		
営業	11,521		
受取	4		
営業	161		
受取	294		
営業	109		
受取	104		
営業	149		
受取	1		
営業	214		1,040
受取	174		
営業	81		
受取	2		
営業	159		
受取	45		462
営業	126		12,099
受取	104		
営業	52		
受取	3		287
営業	82		
受取	67		
営業	17		
受取	54		222
営業	4,270		12,164
受取	△299		3,970
営業			8,193
受取			7
営業			8,200

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	8,568	27,887	46,312	△3,517	79,252
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,567		△1,567
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,200		8,200
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分				29	29
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	6,632	26	6,659
当 期 末 残 高	8,568	27,887	52,945	△3,490	85,911

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	3,900	29	△291	3,637	11	82,901
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,567
親会社株主に帰属する 当期純利益						8,200
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						29
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,357	△32	143	1,468	△11	1,456
連結会計年度中の変動額合計	1,357	△32	143	1,468	△11	8,116
当 期 末 残 高	5,257	△3	△147	5,105	－	91,017

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	135,926	流 動 負 債	91,711
現金及び預金	7,807	支払手形	296
受取手形	2,404	買掛金	62,196
売掛金	74,546	短期借入金	5,000
商 品	26,088	一年以内返済予定の長期借入金	3,745
未収入金	22,113	リース負債	633
前渡金	2,593	未払費用	11,365
前払費用	429	未払法人税等	1,569
その他	105	預り金	2,554
貸倒引当金	△163	受取金	1,543
固 定 資 産	62,029	与引当金	35
有形固定資産	42,661	賞与引当金	1,229
建物	18,609	その他の負債	1,541
構築物	290	固 定 負 債	23,423
車両運搬具	5	社長期借入金	6,000
工具、器具及び備品	3,241	リース負債	5,476
土地	17,584	退職給付引当金	2,560
リース資産	2,930	退職資産除却負債	6,511
無形固定資産	3,621	関係会社事業損失引当金	1,081
ソフトウェア	3,062	その他	96
ソフトウェア仮勘定	524	純負債合計	115,135
その他	34	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	15,746	株 主 資 本	78,165
投資有価証券	10,251	資 本 金	8,568
関係会社株式	2,080	資 本 剰 余 金	41,662
繰延税金資産	188	資 本 準 備 金	31,849
出 資 金	223	その他資本剰余金	9,813
従業員に対する長期貸付金	24	利 益 剰 余 金	31,424
破産更生債権等	1	利益準備金	520
長期前払費用	27	その他利益剰余金	30,904
その他	3,050	固定資産圧縮積立金	457
貸倒引当金	△101	繰越利益剰余金	30,446
資 産 合 計	197,955	自 己 株 式	△3,490
		評価・換算差額等	4,654
		その他有価証券評価差額金	4,654
		純 資 産 合 計	82,820
		負 債 純 資 産 合 計	197,955

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		692,648
販売	利益		626,285
営業	利益		66,363
受取	配当		56,634
受取	配当		9,728
受取	配当	3	
受取	配当	319	
受取	配当	196	
受取	配当	98	
受取	配当	149	
受取	配当	0	
受取	配当	248	1,016
営業	費用		
支払	利息	129	
支払	利息	58	
支払	利息	159	
支払	利息	41	387
特	利益		10,357
固定	売却	126	
投資	売却	104	
関係	売却	29	260
特	損失		
固定	売却	81	
固定	売却	58	
投資	売却	17	
関係	売却	49	
関係	売却	96	303
税引	純利		10,314
法人	税金	3,620	
法人	税金	△344	3,275
当期	純利		7,038

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計		固定資産圧縮 積 立 金	特別償却 準 備 金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	8,568	31,849	9,813	41,662	520	477	35	24,921	25,953
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当								△1,567	△1,567
当 期 純 利 益								7,038	7,038
固定資産圧縮積立金の取崩						△19		19	－
特別償却準備金の取崩							△35	35	－
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△19	△35	5,525	5,470
当 期 末 残 高	8,568	31,849	9,813	41,662	520	457	－	30,446	31,424

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△3,517	72,668	3,635	3,635	76,303
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△1,567			△1,567
当 期 純 利 益		7,038			7,038
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
特別償却準備金の取崩		－			－
自己株式の取得	△2	△2			△2
自己株式の処分	29	29			29
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			1,018	1,018	1,018
事業年度中の変動額合計	26	5,497	1,018	1,018	6,516
当 期 末 残 高	△3,490	78,165	4,654	4,654	82,820

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社 あらた
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事業所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	上	圭	祐	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	川	満	美	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社あらたの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あらた及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社 あらた
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事業所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	上	圭	祐	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	川	満	美	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あらたの2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの当社第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、実施計画、職務の分担等を定め、取締役会の意思決定の監査等を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、実施計画、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

イ 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

ロ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受けて、説明を求めました。

ハ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

ニ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

- イ 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ロ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ハ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ニ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

株 式 会 社 あ ら た 監 査 役 会

常 勤 監 査 役	伊	藤	幹	久	印
常 勤 監 査 役	齊	藤	武	敏	印
社 外 監 査 役	平	光		聡	印
社 外 監 査 役	坂	本	倫	子	印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化、取締役会への積極参加の促進を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第5条～第7条 (条文省略)	第5条～第7条 (現行どおり)
<u>(自己株式の取得)</u>	(削 除)
第8条 <u>当社は、会社法第165条第2項の</u> <u>規定により取締役会の決議によって、</u> <u>自己株式を取得することができる。</u>	
第9条～第11条 (条文省略)	第8条～第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第18条 (条文省略)	第11条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) 第19条 (条文省略) (取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、15名以内とする。 (新設) (取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) 第18条 (現行どおり) (取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、15名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u> (取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (新設) (取締役の責任免除) 第23条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第24条 当社は、取締役会の決議によつて、代表取締役を選定する。 2 (条文省略) 3 取締役会は、その決議により、<u>取締役の中から必要に応じて取締役会長、取締役副会長、最高経営責任者 (CEO)、最高執行責任者 (COO)、最高財務責任者 (CFO) および最高情報責任者 (CIO) 等を定めることができる。</u> 第25条～第26条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して、発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	<u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> <u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> (取締役の責任免除) 第22条 (現行どおり) (代表取締役および役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議により、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から必要に応じて取締役会長、取締役副会長およびその他の役付取締役を定めることができる。 第24条～第25条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して、発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の方法) 第28条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (新設) (取締役会の議事録) 第30条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 (取締役会規程) 第31条 (条文省略)	2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の方法) 第27条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第28条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u> 第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (取締役会の議事録) 第30条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 (取締役会規程) 第31条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の報酬等) 第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第33条 当社は監査役および監査役会を置く。 (監査役の員数) 第34条 当社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任方法) 第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	(取締役の報酬等) 第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。 第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第33条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。 (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の任期)</u> 第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。	(削 除)
<u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計とする。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(<u>常勤監査役</u>) 第38条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> (<u>監査役会の招集通知</u>) 第39条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し、発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u> (<u>監査役会の決議の方法</u>) 第40条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (<u>監査役会の議事録</u>) 第41条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> (<u>監査役会規程</u>) 第42条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(<u>常勤の監査等委員</u>) 第34条 <u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第35条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し、発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (<u>監査等委員会の決議の方法</u>) 第36条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> (<u>監査等委員会の議事録</u>) 第37条 <u>監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u> (<u>監査等委員会規程</u>) 第38条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の報酬等)</u> 第43条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第44条～第46条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第47条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査役会の同意を得て定める。 (会計監査人の責任免除) 第48条 (条文省略) 第7章 計算 (事業年度) 第49条 (条文省略) <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第50条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。 (新設)	(削 除) 第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第39条～第41条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 (会計監査人の責任免除) 第43条 (現行どおり) 第7章 計算 (事業年度) 第44条 (現行どおり) <u>(剰余金の配当等)</u> 第45条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 2 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）をすることができる。

現 行 定 款	変 更 案
<u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第51条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余 金を配当することができる。 (期末配当金等の除斥期間) 第52条 配当金および中間配当金が、支払い 開始の日から満3年を経過してもなお 受領されないときは、当社はその支 払いの義務を免れる。 2 (条文省略) (新設)	(削 除) (配当金の除斥期間) 第46条 配当金が、支払い開始の日から満3 年を経過してもなお受領されないとき は、当社はその支払いの義務を免れ る。 2 (現行どおり) 附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 1 当社は、第19期定時株主総会終結前の 行為に関する会社法第423条第1項所定 の監査役（監査役であった者を含む。） の賠償責任を、法令の限度において、取 締役会の決議によって免除することがで きる。 2 第19期定時株主総会終結前の監査役（監 査役であった者を含む。）の行為に関す る会社法第423条第1項の賠償責任を限 定する契約については、なお同定時株主 総会の決議による変更前の定款第37条 第2項の定めるところによる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、会社法第332条第7項第1号の規定により、取締役9名全員は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）11名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名	当社における現在の地位、担当	取締役会 出席回数
1	はたなか のぶゆき 畑中 伸介	取締役会長	再任 12／12回
2	すざき ひろあき 須崎 裕明	代表取締役社長執行役員 経営戦略本部長	再任 12／12回
3	すずき よういち 鈴木 洋一	代表取締役副社長執行役員 管理管掌 兼DX推進室長	再任 12／12回
4	おもて としゆき 表 利行	取締役副社長執行役員 営業本部長	再任 12／12回
5	ふりよし たかひろ 振吉 高広	取締役常務執行役員 事業開発本部長 兼開発戦略部長	再任 12／12回
6	うりゅう よしろう 瓜生 善郎	常務執行役員 人事本部長 兼人事部長	新任 ー／ー回
7	はたなか ひでたか 畑中 秀太	常務執行役員 商品本部長	新任 ー／ー回
8	みず の あきひと 水野 昭人	取締役 ジャベル(株)代表取締役社長	再任 10／10回
9	あおき よしひさ 青木 芳久	社外取締役	独立 社外 再任 12／12回
10	いし い ひでお 石井 秀雄	社外取締役	独立 社外 再任 12／12回
11	いわさき あきら 岩崎 明	社外取締役	独立 社外 再任 10／10回

1

はたなか

畑中

のぶゆき

伸介

1949年8月1日生

所有する当社の株式数 459,854株

取締役在任年数 15年

再任



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1972年4月 (株)トーメン入社
 1974年6月 (株)秀光舎入社
 1998年12月 同社 代表取締役社長
 2002年1月 (株)伊藤安 代表取締役会長
 2004年4月 (株)ンスコ 代表取締役社長
 2006年10月 当社 代表取締役副社長執行役員
 2007年4月 当社 代表取締役社長執行役員
 2017年4月 当社 代表取締役会長最高経営責任者（CEO）
 2019年6月 当社 取締役会長（現任）

選任理由

畑中伸介氏は、2007年より代表取締役社長執行役員として経営を担い、優れた経営手腕とリーダーシップにより事業拡大・業績拡大を図り、現在の成長軌道へ牽引してまいりました。2017年より代表取締役会長CEOとしてあらたグループ全体を統括し、2019年からは取締役会長としてあらたグループ全体の方向性を示すとともに、任意の指名・報酬委員会の議長として、社外役員の意見を踏まえた審議の検討をリードするなど、今後も当社グループの企業価値向上のために適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

2

すざき

須崎

ひろあき

裕明

1955年10月25日生

所有する当社の株式数 5,700株

取締役在任年数 5年

再任



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1978年4月 ダイカ(株)入社
 2008年4月 当社 執行役員営業本部商品部長
 2014年4月 当社 常務執行役員中部支社長
 2016年6月 当社 取締役常務執行役員中部支社長
 2017年1月 当社 取締役副社長執行役員営業統括本部長代行
 2017年4月 当社 代表取締役社長執行役員最高執行責任者（COO）
 2019年6月 当社 代表取締役社長執行役員
 2021年4月 当社 代表取締役社長執行役員経営戦略本部長（現任）

選任理由

須崎裕明氏は、入社以来営業部門や商品部門に携わり、幅広い業務経験と知識を有しております。2017年より代表取締役社長執行役員COOとして、当社経営を牽引し、着実な実績および成果を出しております。また、2020年3月期を最終年度とする中期経営計画の目標達成に貢献し、現在は長期経営ビジョン2030に向け、中期経営計画2023の各戦略を推進しております。以上のことから、今後の成長に向けた強いリーダーシップが期待できるとともに、さらなる企業価値向上には適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

3

すずき よういち
鈴木 洋一

1953年4月23日生

所有する当社の株式数 63,303株
取締役在任年数 19年

再任



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年6月 伊藤伊(株)入社
 2002年4月 当社 取締役理事
 2004年6月 当社 専務取締役業務本部長
 2007年4月 当社 代表取締役専務執行役員管理本部長兼内部統制推進室長
 2009年4月 当社 代表取締役副社長執行役員管理本部長
 2015年4月 当社 代表取締役副社長執行役員管理本部長兼システム本部長
 2018年4月 当社 代表取締役副社長執行役員管理本部長
 2021年4月 当社 代表取締役副社長執行役員管理管掌兼DX推進室長（現任）

選任理由

鈴木洋一氏は、入社以来管理部門を中心に携わり、幅広い業務経験と知識を有しており、2007年より代表取締役として管理部門・経営企画部門・システム部門など経営基盤の強化を担ってまいりました。現在は代表取締役副社長執行役員管理管掌兼DX推進室長として、管理部門強化やCSR体制強化、IR活動、DXによる事業構造の改革推進に注力しており、さらなる企業価値向上には適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

4

おもて としゆき
表 利行

1956年10月20日生

所有する当社の株式数 3,200株
取締役在任年数 3年

再任



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1979年4月 ダイカ(株)入社
 2004年4月 当社 営業本部広域量販部東日本担当マネージャー
 2006年10月 当社 営業本部広域量販部長
 2010年4月 当社 執行役員営業本部広域量販部長
 2015年4月 当社 常務執行役員営業本部第一広域量販部長
 2018年4月 当社 常務執行役員営業本部長
 2018年6月 当社 取締役常務執行役員営業本部長
 2019年4月 当社 取締役専務執行役員営業本部長
 2020年4月 当社 取締役副社長執行役員営業本部長（現任）

選任理由

表 利行氏は、入社以来営業部門で要職を歴任し、2010年より執行役員営業本部広域量販部長として当社の営業を強化し、業績拡大の一翼を担ってまいりました。現在は取締役副社長執行役員営業本部長として、これまで同様営業力強化による業績拡大・利益拡大に向けた戦略に取り組んでおり、さらなる企業価値向上には適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

5

ふりよし たかひろ
振吉 高広

1965年7月17日生

所有する当社の株式数 21,950株
取締役在任年数 6年

再任



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1989年4月 プロクター&ギャンブル・ファー・イースト・インク入社
 1993年3月 ダイカ㈱入社
 2010年4月 当社 広域量販部統括マネージャー
 2014年4月 当社 執行役員首都圏統括部長兼関東支社長
 2015年6月 当社 取締役常務執行役員営業本部長
 2017年4月 当社 取締役常務執行役員事業開発本部長
 2019年4月 当社 取締役常務執行役員事業開発本部長兼開発戦略部長兼EC事業部長
 2021年4月 当社 取締役常務執行役員事業開発本部長兼開発戦略部長（現任）

選任理由

振吉高広氏は、入社以来営業部門に携わり、流通の営業現場に精通した専門的な知識を有しており、2015年より営業本部長として当社の営業を強化し業績拡大の一翼を担ってまいりました。現在は取締役常務執行役員事業開発本部長兼開発戦略部長として、次世代の経営の柱となる新規事業の開発や海外事業の成長に取り組んでおり、さらなる企業価値向上には適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

6

うりゅう よしろう
瓜生 善郎

1970年1月16日生

所有する当社の株式数 31,354株
取締役在任年数 一年

新任



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1994年4月 ㈱菱食（現 三菱食品㈱）入社
 1999年4月 ㈱サンビック入社
 2011年4月 当社 九州支社福岡支店長
 2016年4月 当社 執行役員九州支社長
 2017年10月 当社 執行役員業務改革本部長
 2019年4月 当社 執行役員経営戦略本部長
 2020年4月 当社 常務執行役員経営戦略本部長
 2021年4月 当社 常務執行役員人事本部長兼人事部長（現任）

選任理由

瓜生善郎氏は、入社以来営業部門や経営企画部門に携わり、幅広い業務経験と知識を有しております。2016年より九州支社長として支社経営に携わり、2019年より経営戦略本部長として業績拡大の一翼を担ってまいりました。現在は、常務執行役員人事本部長兼人事部長として、将来の当社を担う人材の育成に取り組んでおり、さらなる企業価値向上には適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

7

はたなか

畑中

ひでたか

秀太

1975年6月18日生

所有する当社の株式数 49,335株

取締役在任年数 一年

新任



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1999年 4 月 (株)住友銀行（現 (株)三井住友銀行）入行
 2004年 8 月 (株)シスコ入社
 2010年 4 月 当社 理事関西支店長
 2012年 4 月 当社 理事関西支社副支社長
 2015年 4 月 当社 理事関西支社長
 2016年 4 月 当社 執行役員関西支社長
 2018年 4 月 当社 執行役員商品本部長兼商品部長兼商品開発部長
 2020年 4 月 当社 常務執行役員商品本部長（現任）

選任理由

畑中秀太氏は、入社以来営業部門や商品部門に携わり、幅広い業務経験と知識を有しており、2015年より関西支社長として業績拡大の一翼を担ってまいりました。2018年からは商品本部長として当社の要である魅力的な商品の取り扱い充実に取り組んでおり、さらなる企業価値向上には適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

8

みずの

水野

あきひと

昭人

1963年12月20日生

所有する当社の株式数 2,908株

取締役在任年数 1年

再任



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1986年 4 月 ジャペル(株)入社
 2010年 6 月 同社 取締役西日本営業部長
 2013年 6 月 同社 常務取締役営業本部長
 2015年 6 月 同社 専務取締役営業本部長
 2016年 6 月 同社 代表取締役社長（現任）
 2017年 4 月 ジャペルパートナーシップサービス(株) 代表取締役社長（現任）
 2020年 6 月 当社 取締役（現任）
 （重要な兼職の状況）
 ジャペル(株) 代表取締役社長
 ジャペルパートナーシップサービス(株) 代表取締役社長

選任理由

水野昭人氏は、2016年よりペット専門卸売業の最大手である当社子会社ジャペル(株)の代表取締役社長に就任し、強いリーダーシップの元、ジャペル(株)の業績拡大・業界における地位向上の一翼を担ってまいりました。その豊富な知識・経験をもとに業務遂行に対する適切な助言を期待し、さらなる企業価値向上に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1974年 4 月 伊藤忠商事(株)入社
 2006年 6 月 同社 常務執行役員
 2009年 6 月 同社 常務取締役
 2010年 4 月 同社 代表取締役専務執行役員食料カンパニープレジデント
 2017年 3 月 同社 理事（現任）
 2017年 6 月 当社 社外取締役（現任）
 2019年 3 月 大塚ホールディングス(株) 社外取締役（現任）
 （重要な兼職の状況）
 大塚ホールディングス(株) 社外取締役

選任理由および期待される役割の概要

青木芳久氏は、伊藤忠商事(株)の食料カンパニーにおいて代表取締役を務め、企業経営全般に対する高度な知見を有しており、特に成長戦略及び海外事業に関する豊富な知識を活かし、戦略立案から実行過程全般及びグローバルな視点に立った当社海外戦略に対する監督・助言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を期待しております。また、同氏が選任された場合には、引き続き指名・報酬委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1978年 4 月 (株)日本興業銀行（現 (株)みずほ銀行）入行
 2002年 4 月 みずほ証券(株)経営企画グループ人事部長兼人事部研修室長
 2004年 4 月 (株)みずほコーポレート銀行（現 (株)みずほ銀行）本店営業第一部長
 2007年 4 月 同社 執行役員福岡営業部長
 2008年 4 月 興和不動産(株)（現 新日鉄興和不動産(株)）常務執行役員
 2010年10月 同社 専務取締役
 2013年 6 月 日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株)
 取締役社長
 2018年 3 月 ロイヤルホールディングス(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）
 2018年 6 月 当社 社外取締役（現任）
 （重要な兼職の状況）
 ロイヤルホールディングス(株) 社外取締役（監査等委員）

選任理由および期待される役割の概要

石井秀雄氏は、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株)において取締役社長としての豊富な企業経営全般における知見を有しており、特に成長戦略及び組織管理に関する豊富な知識を活かし、戦略立案から実行過程全般及び統制環境を含めた組織管理に対して監督・助言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を期待しております。また、同氏が選任された場合には、引き続き指名・報酬委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。なお、同氏は(株)みずほコーポレート銀行（現 (株)みずほ銀行）を2008年3月に退任されてからすでに13年以上が経過しており、その独立性に問題はないと判断し、東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1974年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社
 2004年4月 同社 理事 インダストリーソリューションズ担当
 2007年2月 日本郵政(株) 執行役員
 2008年6月 郵便局(株)（現日本郵便(株)）常務執行役員CIO
 2008年6月 (株)ゆうちょ銀行 常務執行役（兼務）CIO補佐
 2009年6月 郵便局(株)（現日本郵便(株)）専務執行役員CIO
 2009年6月 (株)ゆうちょ銀行 専務執行役（兼務）CIO補佐
 2010年8月 シスコシステムズ合同会社 専務執行役員
 2012年8月 (株)セールスフォース・ドットコム 専務執行役員
 2018年4月 (株)フロンティアインターナショナル 社外取締役（現任）
 2019年6月 前田道路(株) 社外取締役
 2020年6月 当社 社外取締役（現任）
 （重要な兼職の状況）
 (株)フロンティアインターナショナル 社外取締役

選任理由および期待される役割の概要

岩崎 明氏は、金融やシステム関連等の複数企業において、執行役員およびCIOを務めるなど企業経営における豊富な知見を有しております。特にITに関する豊富な知識を活かし、成長戦略・組織管理に対して、ITの視点で課題を捉え監督・助言を行い、さらなる高度化・効率化に向けた方向性を示すなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を期待しております。また、同氏が選任された場合には、引き続き指名・報酬委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青木芳久氏、石井秀雄氏、岩崎 明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、青木芳久氏、石井秀雄氏、岩崎 明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める責任限度額としており、青木芳久氏、石井秀雄氏、岩崎 明氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等（ただし、犯罪行為、不正行為等法令、規則に違反することを認識しながら行った行為により生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。）が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新することを予定しております。
5. 当社は青木芳久氏、石井秀雄氏、岩崎 明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。青木芳久氏、石井秀雄氏、岩崎 明氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、会社法第336条第4項第2号の規定により、監査役4名全員は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、その決議の効力が生じるものとします。監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

1

いとう
伊藤みきひさ
幹久所有する当社の株式数 47,624株
1955年5月5日生 監査役在任年数 3年

新任



略歴、主な役職等（重要な兼職の状況）

1980年4月 ライオン(株) 入社
1982年4月 (株)伊藤安 入社
2002年9月 同社 代表取締役社長
2008年6月 当社 取締役常務執行役員九州支社長
2011年10月 当社 取締役常務執行役員営業副本部長兼海外事業部長
2018年6月 当社 監査役（現任）

選任理由

伊藤幹久氏は、入社以来営業部門や海外事業に携わり、幅広い業務経験と知識を有しております。2008年に取締役常務執行役員九州支社長、2011年に営業副本部長、同年10月に海外事業部長を兼任し、当社の業績拡大の一翼を担ってまいりました。2018年からは監査役として経営全般の監視と適正な監査の実現に貢献しており、監査等委員である取締役候補者となりました。



略歴、主な役職等（重要な兼職の状況）

1990年4月 (株)東海銀行（現 (株)三菱UFJ銀行）入行
 1993年11月 中央監査法人 入所
 2003年9月 中野正信公認会計士事務所 入所
 2005年4月 税理士法人T A S 入所
 2012年6月 当社 社外監査役（現任）
 2014年11月 税理士法人T A S 代表社員
 2019年6月 フジテック(株) 社外監査役（現任）
 2019年12月 税理士法人T A S 所長（現任）
 （重要な兼職の状況）
 税理士法人T A S 所長
 フジテック(株) 社外監査役

選任理由および期待される役割の概要

平光 聡氏は、公認会計士としての高度な専門的知識を有しており、特に会計に関する専門知識を活かし、事業戦略の数値計画に対して公認会計士としての視点から監督・助言を行い、また組織管理について統制環境の方向性を示すなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を期待しております。また、同氏が選任された場合には、引き続き指名・報酬委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。同氏は社外役員となること以外で会社経営に関与された経験はありませんが、以上の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

なお、同氏は(株)東海銀行（現 (株)三菱UFJ銀行）を1993年10月に退職されてからすでに27年以上が経過しており、その独立性に問題はないと判断し、東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。



略歴、主な役職等（重要な兼職の状況）

2000年 4 月 弁護士登録、北浜法律事務所 入所
 2003年10月 柳田野村法律事務所（現 柳田国際法律事務所） 入所
 2006年11月 岩田合同法律事務所 入所
 2011年 7 月 岩田合同法律事務所 パートナー弁護士（現任）
 2015年 6 月 株式会社八千代銀行（現 ㈱さらばし銀行） 社外取締役
 2018年12月 ㈱F C E ホールディングス 社外監査役（現任）
 2019年 6 月 富士石油㈱ 社外監査役（現任）
 2020年 6 月 当社 社外監査役（現任）
 （重要な兼職の状況）
 岩田合同法律事務所 パートナー弁護士
 富士石油㈱ 社外監査役

選任理由および期待される役割の概要

坂本倫子氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務に関する高度な専門的知識を有しており、特にコンプライアンスやガバナンスに関する専門知識を活かし、組織管理を求められるガバナンスの強化の観点及びコンプライアンス遵守の視点から監督・助言を行い、上場会社としての正しい方向性を示すなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を期待しております。また、同氏が選任された場合には、引き続き指名・報酬委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。同氏は社外役員となること以外で会社経営に関与された経験はありませんが、以上の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- （注） 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 平光 聡氏、坂本倫子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、伊藤幹久氏、平光 聡氏、坂本倫子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める責任限度額としており、伊藤幹久氏、平光 聡氏、坂本倫子氏の選任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、全ての監査等委員である取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等（ただし、犯罪行為、不正行為等法令、規則に違反することを認識しながら行った行為により生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。）が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
 5. 当社は、平光 聡氏、坂本倫子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。平光 聡氏、坂本倫子氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

おかだ しゅういち
岡田 修一

1970年7月20日生 所有する当社の株式数 一株
監査役在任年数 一年

独立 **社外** **新任**



略歴、主な役職等（重要な兼職の状況）

2000年4月 第二東京弁護士会 弁護士登録
2006年4月 鹿野・岡田法律事務所 パートナー弁護士（現任）
2010年4月 農林水産本省入札等監視委員会 委員
2012年4月 東京簡易裁判所 司法委員
2013年4月 東京都消費者総合センター 消費生活相談アドバイザー
2017年4月 第二東京弁護士会 常議員会副議長
（重要な兼職の状況）
鹿野・岡田法律事務所 パートナー弁護士

選任理由および期待される役割の概要

岡田修一氏は、弁護士としての豊富なキャリアと高い専門的知見を有しているため、これらを当社のガバナンス強化やコンプライアンス強化に活かしていただきたく、補欠の監査等委員である取締役候補者となりました。なお、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、以上の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- （注）1. 岡田修一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 岡田修一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 - 当社は、岡田修一氏が監査等委員である取締役に就任する場合には、同氏を東京証券取引所の規則に基づく独立役員として同所に届け出る予定であります。
 - 岡田修一氏が監査等委員である取締役に就任する場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める責任限度額としております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第4期定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、500百万円以内（うち社外取締役分は年額120百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告22頁「③取締役および監査役の報酬等」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであります。

また、上記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しておりますところ、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、本議案は必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額120百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、2014年6月27日開催の第12期定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）および当社の執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））（以下「本制度」といいます。）の導入について、また2019年6月26日開催の第17期定時株主総会において本制度の一部改定についてご承認をいただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役および執行役員に対する本制度に係る報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員に対する本制度に係る報酬枠をあらためて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

具体的には、第5号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する本制度に係る報酬等の額の算定方法及び内容についてご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、本制度に係る報酬枠の内容は2019年6月26日開催の第17期定時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同一であることから、相当であると考えており、また事業報告22頁「③ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載の役員報酬に関する方針に沿ったものであります。

また、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は8名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

本制度にかかる報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の取締役等（※）に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社の取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

※本議案による改定前にあつては、当社取締役（社外取締役を除く。）および執行役員を意味し、改定後にあつては、当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員を意味するものとします。以下同じとします。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員

(3) 信託金額

当社は、2019年6月26日開催の第17期定時株主総会においてご承認いただきました決議に基づき、本制度により当社株式の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金として、本信託の開始時に約368百万円の金員を拠出し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす取締役等を退任した者等を受益者とする本信託を設定しております。

当社は、本議案の決議による本制度の一部改定後、下記（5）および（6）に従って当社株式等の給付を行うため、本信託を継続することとし、今後、かかる給付に必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を、本信託に追加拠出します。本信託は、下記（4）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、本議案をご承認いただいた場合、当社は、2020年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下「次期対象期間」といいます。）に関し、上記必要資金を、本信託に追加拠出します。

また、次期対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社が原則として5事業年度ごとに、以後の5事業年度ごとの期間（以下「各対象期間」といいます。）に関し、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、各対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資又は株式取得の原資に充当することとしますので、残存株式等を勘案した上で、各対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

なお、本制度に基づき取締役等に付与するポイントの上限数は、下記（5）に記載のとおり1事業年度当たり合計7万ポイントであるため、当社は、各対象期間に関し、35万株から残存株式等を勘案して上記調整を行った合理的な株式数を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。

(4) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

なお、次期対象期間につきましては、残存株式等を考慮し、32万株を上限として取得するものといたします。

(5) 取締役等に給付される当社株式等の数の具体的な算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、7万ポイント（うち、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）分は3万ポイント）を上限とします。これは、現在の当社の株価水準、当社の取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（6）の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役等のポイント数は、退任時までに当該取締役等に付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとします。）を乗じて算出されます（以下このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(6) 当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

当社の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記（5）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。ただし、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）が株主総会決議において解任の決議をされた場合および取締役等に取締役および執行役員としての義務違反があったことに起因して退任したときはこの限りではない旨、規定されております。

取締役等が受ける報酬等の額は、各取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とし、役員株式給付規程の定めに従い、例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、これを加算した金額とします。

以 上

メモ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

インターネットによるご質問・ご意見受付のご案内

インターネットを通じて、みなさまからのご質問、ご意見を受け付けております。
以下の当社ウェブサイト、受付ページを設置いたします。

受付期間：2021年6月7日（月）～2021年6月20日（日）



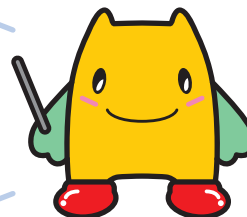
<https://www.arata-gr.jp/ir/information/meeting/>

あらた 株主総会

検索



いただいた質問の中で
みなさまのご関心が
高い事項につきましては、
株主総会で取り上げさせて
いただく予定です。



株主メモ

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
株主確定基準日	(1) 定時株主総会議決権行使株主 3月31日 (2) 剰余金の配当受領株主 9月30日、3月31日 (3) その他必要あるとき あらかじめ公告して定めた日
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電 話 0120-232-711（通話料無料） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局 私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所 市場第一部
公告の方法	電子公告の方法により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL http://www.arata-gr.jp/

【ご注意】

- 1 株券電子化にともない、株主さまの住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。詳しくは口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 2 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、左記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取り扱いいたしません。
- 3 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行全国本支店でお支払いいたします。

特別口座に関するお手続き用紙のご請求は、次の三菱UFJ信託銀行のインターネットでも24時間承っております。

■ インターネットホームページ <https://www.tr.mufg.jp/daikou/>

株主総会会場ご案内図

東京都江東区東陽7丁目1-2

イーストネットビルディング 4階

株式会社あらた 大会議室



最寄り駅のご案内

地下鉄

■ 東京メトロ東西線

「東陽町駅」 1番出口（大手町寄り）右手へ徒歩約7分（約500m）

（ご参考） 東陽町駅前⑤番乗り場より都営バスで約3分

門21系統／東大島駅前行き：「豊住橋バス停」下車

東22・錦22系統／錦糸町駅前行き：「豊住橋バス停」下車



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。